

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長崎県

2. 構造改革特別区域の名称

長崎県保育所看護師配置促進特区

3. 構造改革特別区域の範囲

長崎県全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 自然的特性

長崎県は、九州の西北部に位置し、東西 213km、南北 307 km におよぶ県域である。その中の陸地（総面積 4,104km²）は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、海岸線は多くの半島、岬と湾、入江から形成されており、海岸線の延長は 4,203km におよび、北海道につぎ全国第二位の長さを示している。

東は島原半島が突出し、有明海を隔てて熊本県、福岡県と相接し、南は長崎半島が天草灘に望み、西海上には水路102kmを隔てて五島列島が、西北海上には143kmを隔てて壱岐、196kmを隔てて国境の島対馬があり、朝鮮海峡のかなたに韓国を望んでいる。また、離島を多く抱えており、対馬、壱岐、五島列島などの島嶼が594（うち有人島73島）と、その数は全国一となっている。

(2) 社会的特性

本県の人口は、昭和 35 年の 1,760,421 人をピークとして、以降年々減少傾向にあり、平成 22 年 10 月の国勢調査速報値では 1,426,594 人と、約 334 千人減少している。特に離島の人口は、昭和 40 年に 312 千人であったが、平成 17 年には 156 千人と半減しており、同時期の県全体の減少数とほぼ同じになっている。

また、全国に先駆けて市町村合併に取り組んだ結果、県内の市町村数は、平成の大合併前の 79 市町村（8 市 70 町 1 村）から、平成 23 年 3 月末現在で 21 市町（13 市 8 町）となっている。

(3) 少子化の現状

本県の出生数は、第一次ベビーブームの昭和 24 年に 61,145 人だったが、その後減少を続け、第二次ベビーブームの昭和 47～48 年に若干持ち直したが、平

成 20 年には 12,173 人となっている。

また、合計特殊出生率も低下を続け、平成 15 年と 17 年に過去最低の 1.45 となり、平成 20 年には 1.50 と若干上昇したものの、依然として人口置換水準の 2.07 を大きく下回っている。

このような状況の中、本県では、平成 20 年 10 月、県・市町等の役割や県の基本的施策等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定し、この条例がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現のため、次世代育成支援対策行動計画（後期計画）としての位置付けを持つ「長崎県子育て条例行動計画」を策定した。

(4) 保育所の現状

本県には、平成 23 年 4 月 1 日現在で公立保育所 61 か所、私立保育所 374 か所が設置されており、総定員 31,286 人に対し入所児童数が 30,902 人で、入所率が 98.8%となっている。年齢別の入所児童数（割合）では、乳児が 1,853 人（6.0%）、1・2 歳児が 10,705 人（34.6%）、3 歳児が 6,039 人（19.5%）、4 歳以上児が 12,305 人（39.8%）となっている。

県内の保育ニーズについては、就学前児童数の減少は見られるものの、入所児童数は近年横ばいで推移しており、特に年度後半には、入所児童数に対する乳児の割合が増加しており、低年齢児保育へのニーズが高まっている。

このことは、出産・育児期（30～34 歳）の女性の労働力率（15 歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）が、平成 7 年時の 47.0%から平成 17 年には 67.3%へと増加していることから、「子どもができてもずっと働き続ける」というライフスタイルの変化が、保育ニーズが高まっている要因のひとつと考えられる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

近年、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化等の社会的背景により、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育ニーズもまた多様化している。特に、女性の就業形態の多様化により、0 歳児からの低年齢児保育の希望が高まっている。

しかしながら、乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が高いことから、保育所における集団生活を行う場合には、特に発育及び発達状態や健康状態について注意が必要であり、また、アレルギーや新型インフルエンザ等の感染症対策などの対応も求められていることから、保育現場における看護師・保健師（以下、「看護師等」という。）の専門知識を持つ職員の存在は重要であり、不可欠なものとなっている。

このような中で、県内保育所における看護師等の配置状況を見ると、平成 23 年

4月1日現在で、全435施設中105施設と全体の24.1%に止まっている。

このことは、現行の児童福祉施設最低基準において、看護師等を1人に限って保育士とみなすことができるのは、乳児6人以上を入所させる保育所に限定されているため、一般に0歳児の入所が少ない年度当初においては、看護師等の雇用が困難となっていることが考えられる。一方で、年度途中で0歳児の入所児童数が増加した場合においては、短期的雇用での看護師等の確保が困難という弊害をもたらしている。

そのため、本特例措置を活用することにより、乳児を4人以上入所させる保育所であっても看護師等を保育士定数に算入できるようにすることで、多くの保育所において看護師等の配置を促進することが可能となる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① 乳児を預かる保育所に看護師等の配置を促進し、入所児童の体調急変やアレルギー児等への対応を充実し、安心・安全な保育環境を推進する。
- ② 看護師等の専門的な視点で子どもの発育・発達・健康状態の把握を行うとともに、子どもや職員、家庭への保健・衛生指導、相談業務の充実を図る。
- ③ 新型インフルエンザ等の感染症に対する適切な予防指導の実施により、感染症の拡大防止及び保健衛生環境の向上を図る。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 保育所への看護師等の配置が促進されることで、健康管理面で特に配慮が必要な乳児を安心して保育所に預けることができ、専門的な相談に対応できる環境が進むこととなり、子育て支援・仕事と家庭の両立支援が充実する。
- ② 看護師等の専門的な視点で子どもの発育・発達・健康状態の把握が行われ、また、子どもや職員、家庭への保健・衛生指導、相談業務が充実することとなり、保健衛生環境の維持・向上を図ることができる。
- ③ 0歳児の入所児童数の変動に伴うことなく、年度当初から看護師等を配置することが可能となり、看護師等の安定・継続した雇用が図られ、雇用創出による地域の活性化が期待される。

8. 特定事業の名称

936 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業

別紙

- 1 特定事業の名称
936 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特別区域内（長崎県内）の認可保育所及び今後設置予定の保育所
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定日
- 4 特定事業の内容
長崎県内において、乳児を4人以上6人未満入所させている保育所について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなす。
- 5 当該規制の特例措置の内容
当該特例措置の適用の意向を既に示している保育所（平成24年1月1日現在298施設、0歳児3,347名）については、構造改革特別区域計画の認定日から特例措置を適用することとし、平成24年4月1日時点では298施設、0歳児1,349名を予定している。（別添資料参照）
また、今後、当該特例措置の適用の意向を示す保育所については、当該保育所における乳児数及び看護師等の配置状況等が確認できる事業計画書を審査したうえで、当該特例措置を適用する。
なお、特例措置を適用した保育所の看護師等を対象とした研修会の開催など、業務の円滑な遂行や保育の質の維持・向上を図る。